

**書評論文 「ユダヤ民主国家イスラエル」の行方 --
ゲルシオン・シャフィール, ヨアヴ・ペレド著 『イ
スラエル人であること』 およびアレクサンダー・ブ
リー編 『イスラエル・パレスチナ人』を中心に**

著者	奥山 眞知
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	46
号	5
ページ	44-56
発行年	2005-05
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007579

「ユダヤ民主国家イスラエル」の行方

——ゲルシヨン・シャフィール，ヨアヴ・ペレド著『イスラエル人であること』
およびアレクサンダー・ブリー編『イスラエル・パレスチナ人』を中心に——

Gershon Shafir and Yoav Peled, *Being Israeli: The Dynamics of Multiple Citizenship*. Cambridge: Cambridge University Press, 2002, xii+397pp.
/ Alexander Bligh ed., *The Israeli Palestinians: An Arab Minority in the Jewish State*. London and Portland, OR.: Frank Cass, 2003, viii+324pp.

おく やま ま ち
奥 山 真 知

はじめに

- I 『イスラエル人であること』
- II 『イスラエル・パレスチナ人』
- III 「ユダヤ民主国家イスラエル」の行方

はじめに

本稿で取り扱う2つの文献は、いずれも2000年9月末に始まった第2次インテッファダ以後に出版された著作である。『イスラエル人であること』は、2000年末から2001年の前半にかけて執筆されたと思われるが、この時期は第2次インテッファダの発生からそれほど時間が経過しておらず、その後の展開については未知の段階である。そのため、このインテッファダがイスラエルに与えることになる影響とそれに伴う状況の変化については十分に触れられてはおらず、それ以前の、和平プロセスが一定程度進行中であった時期までが考察の対象であるといえる。『イスラエル・パレスチナ人』も、「2000年10月以降」という項目のもとに2つの論文がおさめられているとはいえ、分析の中心は第2次インテッファダ以前にある。

しかし、イスラエル・パレスチナ問題の展開を考える時、第2次インテッファダが当初の予想を超える重要なひとつの節目となっていることは見落と

せない。このインテッファダは、当時のリクード党首であるアリエル・シャロンが東エルサレムの「アル＝ハラム・アル＝シャリーフ」^(註1)を挑発的に訪問したことが誘因になったといわれるが、原因がその行為だけではないことはいうまでもない。本稿で扱う著書が問題にしている、イスラエル国家に内在する様々な矛盾や問題が、パレスチナ人に犠牲をしいる形で膨らみ続けていたのであり、1994年の「ガザ回廊およびエリコ地区に関する合意」(カイロ合意)調印から5年を経過してもパレスチナ国家建設への見通しは不透明で「パレスチナ暫定自治に関する原則合意」(オスロ合意 1993年)を評価するパレスチナ人にとってさえも(これを評価しないパレスチナ人にとってはいうまでもなく)その閉塞感が臨界点にまで達していたといえる。1999年5月に終了するはずだった「暫定自治移行期間」はアメリカの仲介で約1年延期されることになり、2000年9月までに「最終的地位交渉」に決着がつけられるはずであったが、交渉は中断し「最終的地位交渉」の合意に至ることもなく、未解決の難問を抱えたまま「暫定自治移行期間」は2000年9月に期限切れを迎えた。シャロンの「アル＝ハラム・アル＝シャリーフ」訪問はこうした時期におこったのである。

その後の4年間に、内外では混乱に拍車がかかる事態が進行してきた。イスラエルでは、2001年シャ

ロンがエフロード・バラクに勝って首相公選に当選し、3月にリクード連立政権が発足する。1987年12月に始まった第1次インティファダ（1987年）の主な「武器」が石であったとすると、第2次インティファダの闘争手段は「自爆攻撃」となり、バスや繁華街、入植地などでの攻撃が相次ぐようになる。これに対しイスラエル軍は、ミサイル、武装ヘリ、戦車などによる報復攻撃で応酬し、その対象は、自治政府関連施設、自治政府議長ガザ自宅、空港、放送局、学校、難民キャンプ、一般家屋に及ぶことになった。そして、自治区各都市への再侵攻が始まり、2002年1月には1994年以来初めて自治区都市全域が再占領され、その後も「過激派掃討作戦」や、「テロ防止には攻撃的防御が効果的」という理由のもとに、攻撃や活動家幹部の暗殺が実行されている。この約4年間の犠牲者数は、パレスチナ人が死者3277人、負傷者2万7998人、イスラエル人が死者1035人、負傷者5616人と推定されている（註2）。

さらに、2002年の2月には、イスラエル・パレスチナ地域間に「緩衝地帯」を設置することが決定され、同年6月それは「分離壁」の建設着工という形で具体化した。国連総会は2003年10月に「分離壁」建設中止決議を採択したが、中止させる強制力のないままに建設は続行されており、現イスラエル政権は完成させる意志を変えそうもない。この「分離壁」は、イスラエル社会の、パレスチナ人への不信感を示すものであるだけでなく、西岸の主要な入植地を既成事実化しながらイスラエル領土に組み入れつつ、パレスチナ人の集住地域と空間的に完全に住みわけることを目指すものでもある。

また、2003年7月の市民権法改正では、自治区のパレスチナ人がアラブ系イスラエル市民と結婚しても、イスラエルの市民権が与えられない（＝同居を認めない）ことになり、同居を望む場合はイスラエル外で生活せざるをえないことになっている。このように、パレスチナ人は、物理的な攻撃の対象やそれに伴う家屋の破壊といった打撃だけでなく、日常生活を障害なく営んでいくということが今までになく困難な状況におかれている。

こうしたことが進行しつつあるなかで、2001年9

月には、「9.11」が起こった。それに続く2001年10月のアフガニスタン空爆、2003年3月のイラク攻撃の開始と占領という事態とその論理は、特にこの4年間のイスラエルの軍事活動や政治文化と通底する内容をもっている。2004年11月ヤセル・アラファトが死去し、2005年1月に自治政府議長選挙が行われ、マフムード・アッバス新議長が就任することとなった。今後のイスラエル・パレスチナ関係は、新議長の姿勢と力量もさることながら、イスラエルの政治文化のあり方にも大きく左右されている。ここでとりあげる2つの著書は、現代イスラエルの政治文化がかかえる諸問題を概観する上での基本的な枠組みと豊富な材料を提供している。

I 『イスラエル人であること』

『イスラエル人であること』の構成は以下の通りである。

- 序
- 第1部 植民開拓社会における分裂したシチズンシップ
 - 2 アシュケナジ（註3）による開拓の美徳
 - 3 ミズラヒム（註4）と女性——質と量の間——
 - 4 開拓の中で——三級市民としてのパレスチナ人——
 - 5 正当化の報い——シオニストと非シオニスト正統派ユダヤ教徒——
- 第2部 開拓の再開
 - 6 新たに始まった開拓
 - 7 開拓の噴火——インティファダ——
- 第3部 市民社会の出現
 - 8 政治的変化の主体
 - 9 経済の自由化と和平
 - 10 「憲法革命」
 - 11 縮小する社会的権利
 - 12 シチズンシップ・グループの出現？——旧ソ連とエチオピアからの移民、国際労働移民——
 - 13 結論

本書の著者であるゲルション・シャフィールとヨアブ・ペレドは、これまでも政治社会学的な視点からのイスラエル社会論を単著または共著や編著で多数著してきた^(註3)。シャフィールは、カリフォルニア大学サン・ディエゴ校の社会学教授であるが、彼の代表作のShafir (1989) は、ポスト・シオニズムの立場からの先駆的研究のひとつであり、1996年に再版されている。ペレドは、テルアビブ大学政治学部の助教授で、イスラエルの内側から現代イスラエルを批判的に検討する研究を精力的におこなっている。

本書の中心概念はシチズンシップであるが、これを著者達は「社会の中で完全な成員の地位を達成するための法的・政治的枠組み」(p.3) と定義している。以下では、紙面の制約から、本書の問題意識と各章の基本的な論点を中心に内容を紹介してみたい。

まず、本書の問題意識は、直接的にはイスラエルの社会変容を、1882年のシオニスト入植活動の始まりから、1993年のオスロ合意を経て今日まで、歴史的、社会的に分析することにある。その底流には、既存のイスラエル研究への批判^(註4)、今日のイスラエルが明確な統合理念を失い「分裂」状況に陥っていることをどう説明するかという理論的関心があり、さらにその奥には、民主主義と「ユダヤ国家」の間でジレンマに陥っているイスラエル国家のあり方への危機感とこれからのあり方を模索しようとする現実的な関心が存在している。

著者たちは、イスラエルの政治文化の性格を、3つのシチズンシップ・ディスコースの組合せによって成り立ってきたと捉える。その3つとは、リベラリズム、リパブリカニズム、エスノーナショナリズムである。この3つの原理と関連した中心概念であるシチズンシップ・ディスコースは、「様々な社会集団に資源がどう配分されるか、そしてその配分が特定のシチズンシップ概念を通してどう正当化されるのか」(p.11) という意味で用いられている。

まず第1に、リベラル・シチズンシップは、個人的権利に関わっており、普遍的で民主的な自由主義と親和性を持っている。次のリパブリカン・シチズ

ンシップは、シオニズムによる国家建設という公的目標と関わるもので、長年イスラエルの統合原理として中心的な機能をはたしてきた。その結果、国家内の諸集団をシオニズムへの貢献に応じて位置づけ資源配分を差別化することで、諸集団間にヒエラルヒーをもたらすことにもなった。一方エスノーナショナル・シチズンシップは、ユダヤ・ナショナリズムの原理にもとづき、国内におけるユダヤ人とパレスチナ市民との間に境界をつくり後者を差別する機能をはたしてきた。3つのシチズンシップの性格はそもそも相互に矛盾するものであるのだが、リパブリカニズムに仲介されたことで、リベラリズムとエスノーナショナリズムの共存が可能となり、3つのシチズンシップの独特の結合が成立したと著者達はみている。しかし、圧倒的に優勢な位置にあったリパブリカニズムが衰退しだすことでリベラリズムとエスノーナショナリズムがそれぞれに活性化し、さらにこの「仲介者」が消滅したことでリベラリズムとエスノーナショナリズムの対立が強化されているのが現在の状況なのだと解釈する。リパブリカニズムの衰退の背景としては2つの要因が指摘されている。(経済的)自由化と、もうひとつは新しい権力機構や制度・組織の出現(最高裁判所、イスラエル銀行、新しいリベラルな政党や社会集団、企業体、宗教組織など)である。イスラエルの社会変容を基本的にこのように捉えた上で、第2章から第12章までこの理論的整理を論証するという構成をとっている。

第1部では、第2章でイスラエル建国の主導権を握ってきた労働入植運動の本質が植民地主義的な運動であったことが指摘され、そこに内在した包摂と排除の問題性をとらえている。すなわち、労働入植運動は土地の植民地化と新移民への雇用創出という課題をかかえ、市場原理に基づかない独特の公的経済部門を制度化した特異な「編成体制」(incorporation regime)を生み出したが、この体制は、パレスチナ・アラブ人を民族的に排除しただけでなく、2級市民とみられたミズラヒム(mizrachim)や女性、また正統派ユダヤ教徒をも排除する性格のものであったことが考察されている。そして、第3章から第5章で、ミズラヒムや女性、パレスチナ人、非シ

オニスト・正統派ユダヤ教徒が「排除」される様相が具体的に描かれる。さらに、この「排除」や差別の結果としての所得や職業の格差、二次資料ではあるが様々な社会調査のデータや社会・経済指標などが紹介されており、約50年間の推移を知る上で参考になる。また、これらの「排除」された集団による対抗的な動きが近年現れているということにも注目している。たとえば、1984年に形成されたミズラヒムによる超正統派政党「シャス」(Shas)の選挙での躍進、フェミニズム運動の高まりや女性運動の組織化と法的整備、パレスチナ市民自身の政治的組織化の進展と、議会内でパレスチナ議員が一定の影響を持つようになったこと、イスラエルの国家の定義に対するパレスチナ人の政党からの変更要求の高まり、2000年のインティファダに対するパレスチナ市民の「過激な」連帯行動、宗教シオニストの軍での役割の増大(対照的に、世俗的アシュケナジムの間で軍のキャリア組になることへの動機づけが衰退していること)などである。

第2部では、1967年戦争でイスラエルが占領地をかかえるようになってからの、占領地とイスラエルの有り様と関係性を整理している。第6章では、入植の性格の段階的変化が考察される。同時に、「植民的な入植を通じての国家建設」というイスラエルの性格はイシューブ^(註7)時代から今日まで一度も放棄されてはいないこと、入植はイスラエルのリバプリアン・シチズンシップにとって一貫して「英雄的な」側面をもってきたことが指摘され、入植活動の連続性と段階的変化の両面が注目されている点が重要である。

占領地をかかえてからの入植の第1段階は、当時の労働党政権下での軍事的入植である。その基本方針は、アロン・プラン(Allon Plan 1969年)に代表されるもので、入植地の拡大がイスラエルの安全な境界確保のためと位置づけられ、西岸地域でのパレスチナ人が集中している居住地やその近くへの入植を「自制」し、後にその非入植地域をヨルダンとの和平とりひきに利用するという意図を持つものである(しかし実際は、この「自制的」なプランを逸脱する入植地もつくられた)。

第2段階は、1974年以降グッシュ・エムニム(Gush Emunim)^(註8)によって始められた宗教的入植地である。彼らは、入植地の選定に際しての「自粛」を拒否し、戦闘的手段も辞さず入植地建設を強行した。著者たちは、占領地へのこの入植のあり方を「リバプリアン・ディスコースが新たに宗教的に再定義された」(p.167)と整理している。またキブツやモシャブのような農業入植地の形をとらず、「都市型の、郊外コミュニティ型入植地」であることも新たな特徴である。この運動はユダヤ・イスラエル人の大衆運動にはなりえなかったが、リクード政権が誕生した1977年以降その数は増大し(1974~77年の間に作られた数は3つ)、1977~81年に西岸に作られた入植地の半分以上はグッシュ・エムニムと関連したものであった(p.171)。

第3段階は、1981年の第2次メナヘム・ベギン政権下で始まった「100万人計画」のプロジェクトのもとに進められていく。この新たな段階では、西岸でのパレスチナ人とユダヤ人の人口上のバランスを変えようという目的が明確に付与されている。また前者2つの形態と違って、入植に資本主義的投機という性格が新たに加わり、「(土地つきの)高級住宅を安く買う」という経済的動機が主要な誘因となって個人によって担われていることが特徴である。そして政府は、この入植を奨励すべく、建設会社に優遇措置をとり、入植者へは助成金や有利なローン制度を提供し、またイスラエル内の他の開発都市やパレスチナ市民の自治体に比べ高額の交付金や物的・人的資源を配分している。

このように、イスラエルの植民地主義的入植は、イスラエル国家が変容する中で局面を変えながらも、政権の如何にかかわらない「継続性」を持ってきたのである(ちなみに、東エルサレムのユダヤ人人口は、1972年の9200人から2000年12月には18万人になっている)(p.181)。

第7章では、占領地のパレスチナ人をイスラエルがどう編入してきたかが検討されている。結論的にいえば、集合的には彼/彼女らにはいかなる民族的権利もなく、個人としても、すべての政治的権利とほとんどの市民的権利が奪われてきたこと、低賃金

の不安定な労働者として最下層のエスニック労働市場に組み込まれ、他方では納税者や消費者としてイスラエル経済に組み込まれてきたことが論証されている。第1次インティファダは、権利をうばわれた民衆による市民的抵抗として始まり、さらにこの閉塞状況に加えてキャンプ・デイヴィッド会談^(註9)が決裂したことでフラストレーションが頂点に達し第2次インティファダへとつながっていく経緯が述べられている。シオニズムの論理に内在するリパブリカン・ディスコースとエスノ・ナショナル・ディスコースが、占領地内外のアラブ・パレスチナ人を社会の成員から排除することに妥当性を与え、リベラル・シチズンシップ・ディスコースがかろうじて一定のシチズンシップの権利をイスラエルのパレスチナ市民に与えたにすぎないとまとめている。

第3部では、リパブリカン・シチズンシップ・ディスコースの衰退後、イスラエルにおいて「市民社会」がどのように形成され、イスラエルをどう変容させているかが整理されている。第8章では、「シヌイ」(shinuy)、「変革のための民主化運動」、「メレッツ」(Meretz)などの新しいリベラルな政党、および労働党内の2つの下位組織(「フグ・マシヨブ」[Chug Mashov]と「フグ・ハ・クファール・ハ・ヤロク」[Chug Hakfar Hayarok])がとりあげられ、これらの主体がリベラル・シチズンシップ・ディスコースの牽引役を果たしてきたことが紹介されている。1992年の総選挙での労働党の政権復帰にはこうした改革勢力の存在があり、ひいてはそれらは1993年のオスロ合意をうながす和平勢力につながったとし、これらの主体を民主化勢力として評価しながらも、「メレッツ」の綱領では「ユダヤ民主国家」としてのイスラエルの性格と帰還法が肯定されていることも著者たちは見落としていない。

第9章では、イスラエル社会・経済の制度的変容が具体的に述べられ、経済の自由化への要求がイスラエル内部からおこってきた必然性をシチズンシップ・ディスコースの再編と関連させながら論じている。イスラエル経済は「利益追求」とは距離を置いた公的部門が多大な影響力をもち、リパブリカン・ディスコースの圧倒的優位に特徴づけられてきたが、

このことは軍事的な経済的負担とあいまってイスラエル経済を次第に停滞させた。深刻化する経済事情の打開のために、挙国一致内閣によって1985年に「緊急経済安定化計画」が施行され、規制緩和や公的部門の民営化、資本市場の自由化が進められ、軍費の削減が進み(対GNP比で、1973年の30%から1991年の8%へ)、イスラエル軍の威信は相対的に低下し、リパブリカン・ディスコースはこうして浸食されていく。他方、新しい私的企業体がハイテク産業を中心に成長し、イスラエル経済は、経済のグローバル化の中でより「利益志向型」に傾斜していくのである。経済界にとっては、海外からの投資環境の整備と安定的市場の確保のために、「和平」が必要であった。著者たちは、こうした経済界の和平プロセスへの最大の貢献は、「政治的問題を経済的問題として再定義したこと」(p.259)であると述べている^(註10)。

第10章では、3つの基本法にかかわる問題が考察されている。ひとつは、首相選挙制度に関する法改正で、1992年に直接選挙方式に改正された。実際には1996～2001年間で3度実施されたものの、その後この方式は廃棄され2001年以後は元の方式に復帰している。改正時の目的は、投票の影響力の比重を組織から個人に移すことと、議席の少ない政党が(特に宗教的な政党が)国会で大きな取引能力を発揮している現状を変えること、そして政府の安定を確保することにあった。しかし実際の結果は、有権者は首相と議員の投票(政党への投票)を分けられることになったことで、少数政党の(特に宗教政党の)選挙での力が強まり、2つの主要政党(リクードと労働党)は議席を落とし、首相の取引能力も弱まり、結局政府は一層不安定になったのである。

あとの2つの基本法はいずれも近年新たに制定されたもので、「人間の尊厳と自由」(1992年に制定)と「職業の自由」(1994年に制定)である。この2つの基本法は、いずれも名称から想像される普遍的なイメージとは異なり、「ユダヤ民主国家としてのイスラエル国家の諸価値と調和する限りで」という付帯条件がついていることが特徴である。従って、実際の適用にあたっては様々な「例外」もありうるこ

とになる^(註11)。さらに、2つの基本法のなかで保障される「私的所有権」は、「パレスチナ人から取りあげた土地の結果としてある現在の土地所有」を正当化する効果をもたらしたり、「職業の自由」が雇い主や社会的強者に有利なものとなり、労働者の基本的権利やパレスチナ人の権利を脅かす作用を持ってきている（労働者の立場は以前よりも弱まった）と指摘している。

そこで重要になるのがこの基本法とのかかわりでの判例である。この章では近年の画期的な判決の例を紹介している。その内容を見る限り、裁判所（特に最高裁）がリベラル・シチズンシップの強力な推進力となっていることは疑いが無い。同時に、最高裁は正統派ユダヤ教徒からの強い攻撃にさらされており、リパブリカン・ディスコースの衰退に伴うリベラル・シチズンシップとエスノナショナル・シチズンシップの対抗という図式がここでも示されている。

第11章は、イスラエルにおける社会的不平等の広がり、貧困、社会的権利（教育、健康、住宅）の分析にあてられている。これまでの様々な調査の結果を紹介しながら、1980年代以降所得格差や貧困層が増大する一方で、経済エリート層に富が移行してきた様相が考察されている。種々の経済格差は、各種の給付手当による社会保障制度や直接税の政策によってある程度は正もされている。また、パレスチナ市民も社会保障システムに組み入れられるようになり、その限りではリベラル・シチズンシップの浸透がみられる。しかし同時に、経済的なリベラリズムが、社会的なサービス・権利の領域での民営化を促し、その結果、教育や医療、住宅などの領域での資源配分（受容）のあり方が富裕層と貧困層で差別化・成層化されてきている状況が具体的に示されている。そして、その貧困者の多くがミズラヒムに集中していることも指摘されている。

第12章は個人的に最も興味を持って読んだ章である。旧ソ連からの移民、エチオピアからの移民^(註12)、海外からの労働移民は、彼らの「ユダヤ性」との関連でこれまでも多くの議論の対象となってきた。彼／彼女らは、イスラエルにおける新しいマイノリテ

イであり、市民的権利の享受という面で不利益を被っている場合が少なくない。この章ではそうした彼らの、社会への編入のされ方が整理されているが、そこからは、彼らが市民的権利に対して相対的剥奪感を持ち、あるいは、エスニック集団としてのアイデンティティを政治化している実態が浮かび上がっている。「ユダヤ人国家」であるはずのイスラエルで、「ユダヤ人」であることが疑わしい人や、またユダヤ人でもアラブ・パレスチナ人でもない「外国人」が住民として一定の人口比を占めるようになったという現実には、著者たちが指摘するように、人の移動にかかわる現実のイスラエル社会の変容によって、帰還法の堅持に象徴されるイスラエル国家の性格が挑戦を受けていることを意味する。この点については第Ⅲ節であらためて論じることにした。

Ⅱ 『イスラエル・パレスチナ人』

『イスラエル・パレスチナ人』の構成は以下の通りである。

〈2000年10月以降〉

- ・第15回国会のイスラエルアラブ議員——イスラエルの市民権とパレスチナ・アイデンティティの間——（Alexander Bligh）
- ・ナショナリズムとリベラリズムの間——アズミ・ピシャーラの政治的思考——（Abigail Fraser and Avi Shabat）

〈社会的問題〉

- ・中東における出生率の変遷——イスラエル・アラブ人の事例——（Onn Winckler）
- ・イスラエルにおけるアラブ部門の社会・教育福祉政策（Khawla Abu Baker）
- ・複合民族社会——イスラエル国家におけるユダヤ人アラブの亀裂と寛容な教育——（Dan Soen）

〈歴史とナショナリズム〉

- ・ハイファのアラブ人——マジョリティからマイノリティへ、変化の過程（1870-1948）——（Mahmoud Yozbak）

- ・アラブの町へのユダヤ人の入植とイスラエルの都市体系へのユダヤ人の編入 (1948-50) (Arnon Golan)
- ・エスニシティ, またはナショナリズム?—西岸とガザにおけるイスラエル・アラブ人とパレスチナ人の「ナクバ (大惨事)」言説の比較— (Hillel Frisch)
- 〈メディアとイスラエルアラブ市民〉
- ・インティファード期のイスラエル・アラブ人へのイスラエルの新聞報道 (Ilan Asya)
- ・イスラエル国家のアラブ市民—アラブメディアの視点— (Haim Koren)
- 〈ユダヤ国家における政治的立場—現在と未来—〉
- ・イスラエル国家におけるユダヤ人とアラブ人—ひとつの市民的アイデンティティの基盤はあるのか?— (Ilana Kaufman)
- ・和平时におけるイスラエルのアラブ人の集合的アイデンティティ (Muhammad Amara)
- ・和平时におけるイスラエルのパレスチナ人の地位—問題の一部だが解決の一部ではない— (As'ad Ghanem and Sarah Ozacky-Lazar)
- ・パレスチナ問題の最終的解決とイスラエル・アラブ人指導者の立場 (Alexander Bligh)

本書は、編者を含め13名の著者による14の論文が収められたものである。編者はヨルダン川西岸にあるジューダ・サマリア大学^(註13)の中東研究部長で、他の著者たちは、大学院生を含むイスラエルの大学や研究機関の研究者で、歴史学、社会学、政治学などの分野にまたがっている。名前から判断してアラブ・パレスチナ人と思われる研究者も加わっている。

イスラエル研究の中で、イスラエル国籍をもつパレスチナ人が研究対象の「主役」として議論されるようになったのは比較的新しいことである。また、表象のされ方も、イスラエルのアラブ人 (Arabs in Israel), イスラエル・アラブ人 (Israeli Arab), イスラエルのアラブ市民 (Arab Citizen in Israel), アラブ・イスラエル人 (Arab Israeli), イスラエル・パレスチナ人 (Israeli Palestinian), イスラエルのパレスチナ人 (Palestinians in Israel) など様々であり、

ニュアンスは少しずつ変化してきているが、どのように呼ぶかということ自体、論者のスタンスを表しているともいえる。従って、以下では各著者たちが用いている表記の仕方をそのまま使うことにする。彼／彼女らは、現在、世界のパレスチナ人の約15%、イスラエルの人口の約2割を占めており、彼らのアイデンティティのあり方や政治意識のありかたは、今後のイスラエルの方向性を左右する大きな要因でもある。その意味で、「イスラエル・パレスチナ人」の実態を多角的にとらえようとした本書の意味は大きい。全体的に動向の紹介にとどまりひとつひとつの議論が十分に深められるまでには至っていないのが惜まれる。

以下では、評者が特に関心を持った最後の3つの論文に限定して内容を紹介しコメントを加えることとしたい。

「和平时におけるイスラエルのアラブ人の集合的アイデンティティ」という論文は、タイトルそのものが今となっては的外れな印象を与えることは否めない。第2次インティファード後の展開が「和平プロセス」の再開の道をほとんど閉ざしてしまった今の状況では、問題設定を立て直す必要もあると思われる。しかし、「イスラエルのアラブ人の集合的アイデンティティ」というテーマが重要なテーマであることには変わりはない。著者ムハマト・アマールはパール・イラン大学の講師であり、名前から推測して「イスラエル・パレスチナ人」の一人であると思われる。まず著者は、イスラエルに存在している様々な社会集団の「境界」(division)のうち、「アラブ-ユダヤ」という「境界」が最も深い「境界」であると述べている。と同時に、イスラエルの様々な集団の集合的アイデンティティの高まりの一環として、今日イスラエルのアラブ人もイスラエル国家のアイデンティティに変革を迫る戦いを挑むようになっていると述べている。その上で、以下の課題を検討しようとするのである。それは、和平时には、「アラブ-ユダヤ」という境界を超えたひとつのアイデンティティを構築する機が熟すのかどうか、それとも、イスラエルで強まりつつある「社会的分裂」状況の過程の一部として特殊な集合的アイデンティテ

イが強まるのかという課題である。

イスラエルのアラブ人のアイデンティティ形成に影響を与える要因は、著者によれば、(1)マイノリティに対するイスラエルの政策、(2)国際関係や国際社会の状況の変化、(3)国内の社会変容の3つである。(1)については、安全保障を最優先するイスラエルのあり方が、アラブ人を安全へのリスクとみることで疑いの対象とし、マジョリティとマイノリティの関係の問題を議論の対象外にしているとする。その根本にイスラエルがユダヤ国家として定義されていることがあるのはいうまでもない。国際関係が変化して「平和の時代」が訪れたときに、イスラエルほどの程度この自己定義に妥協をする準備があるのか、それはイスラエルのアラブ人の集合的アイデンティティにどう影響を与えるのかというのが著者の問題関心である。

著者の論点はあまり整理されているとはいえないが、まず、著者のいう「平和の時代」はイスラエルのユダヤ人の中での内的分裂を増幅するだろうと予測する。それは、多くのイスラエル人が和平プロセスを集合的ユダヤ・アイデンティティとの闘いとして見ており、占領地からの撤退がユダヤ人との共同の結束を壊すからである。この壊れた結束を修復し、国内のユダヤ・アイデンティティを強めるために、アラブ-ユダヤの境界が「利用」されることになる。また、ほとんどのユダヤ・イスラエル人にとって占領地からの撤退が、考えられる最大限の譲歩であるのに対し、イスラエルのアラブ人は、政治的緊張がなくなった後の自らの地位や状況の改善を期待し、また要求することになると予測する。そして、もし彼らの地位や状況が改善されるとすれば、それは彼らの要求が、イスラエル国家の定義や性格を根本的に変えるようなものではなく、より控えめなものである場合に限定されるとしている。というのも、大部分のユダヤ人は、ユダヤ国家としてのイスラエルという定義を変えることに妥協しそうもないからである。こういう現状の中で、イスラエルのアラブ人が完全な平等への要求をもつならば、アラブ人との間のイスラエル人としてのアイデンティティは弱くなり、アラブ人とユダヤ人のアイデンティティは、

パレスチナ・ムスリムのアイデンティティ (the Palestinian and Islamic identity) とユダヤ・アイデンティティにそれぞれ二極化するとみている。間接的に著者は、イスラエルの自己定義の見直しによって2つの民族を超えた「イスラエル人アイデンティティ」の構築を提案していると考えられる。

著者の論理展開は、実証的な説得力を持つものではなく、「平和の時代」という内容もあいまいであり、その結論も「ひとつの予測」の域を超えるものではない。現在のイスラエル/パレスチナ状況は著者の想定する「平和の時代」からは遠く隔たってしまうが、こうした状況下での「イスラエルのアラブ人」の集合的アイデンティティを実証的に捉えることが改めて大切に思われる。

次にとりあげるのは、「和平时におけるイスラエルのパレスチナ人の地位——問題の一部だが解決の一部ではない——」という論文である。2人の著者はギヴァット・ハヴィヴア平和研究所の研究員で、アスアド・ガーニムはハイファ大学政治学部のパレスチナ人の教員でもある。サラ・レイザーは、この論文の下敷きとなる論文集を編集し同研究所から1999年に発行しており、内容は本論文とかなり重複している [Ozacky-Lazar 1999]。著者たちは、様々な国家のモデルをマジョリティとマイノリティの関係のあり方によって(1)リベラルな多民族国家、(2)エスニックな民族国家、(3)市民的国民国家の3つに分類し、また国家に対するマイノリティの要求のあり方を、(1)回復と分離、(2)自治、(3)統合の3つに分類した上で、将来のイスラエルのとりうる7つの理論的な可能性を提示する。それは、(1)ユダヤ民主国家としての現状維持の途、(2)ユダヤ民主国家としての性格は保持したまま、個人の次元でアラブ・マイノリティの状況がより平等になるように改善する途、(3)民主主義を後退させ、アラブ市民への統制を強化する途、(4)空間的分離の途 (ここには、分離による独立国家の建設または移送という可能性が含まれる)、(5)すべての市民のための「イスラエル国家」の途、(6)グリーンライン内^(註14)での二民族国家の途、(7)イスラエル/パレスチナ全土に二民族国家を作る途の7つである。

その後の議論展開で、イスラエルのパレスチナ人を対象とした二次資料の意識調査が紹介されるが、上記の7つの理論的な可能性とこの意識調査の実態が議論の中でうまくつながっていない。また調査結果の内容も、イスラエルのパレスチナ人の意識について特に新しい内容を含んでいるとはいえない。ただ次のいくつかの指摘は重要である。それは、彼らの大半がパレスチナ国家ができてイスラエル市民として住み続け、西岸やガザに移ろうとは考えていないこと、イスラエル国家のユダヤ・シオニスト的性格の廃棄を望み、ユダヤ市民との完全な平等を望んでいること、占領地や離散しているパレスチナ人とは一線を画して自らを捉えていることなどである。

ここでの「平和の時代」の内容について、論文の中で著者は「シオニスト運動とその代表がパレスチナ人の民族運動と自決権を承認する時」と言い換えている。オスロ合意以後の「平和の時代」に、「イスラエルのパレスチナ人の地位の解決やグリーンライン内での共存の正常化にむけた思考や行動をおこす余地がうまれる」(p.286)と著者たちが考えたことは、今から思えば楽観的にすぎたのかもしれない。著者たちは、将来のイスラエルの展望として上記のうちの第6の途を抱いているように思われる。そしてその途は、イスラエルの隣への独立パレスチナ国家の建設とイスラエルとパレスチナ解放機構PLOの平和な関係づくりを成功させることにかかっていると述べ、イスラエルのパレスチナ人がイスラエル市民としての平等を獲得するには、ユダヤ人の支援が不可欠であることを指摘する。しかし、7つの理論的な可能性が現実の推移とどうかかわるのか、その点をこの4年間あまりの政治的展開と関わらせて議論しない限り、この「可能性」の提示は宙に浮いたままで終わってしまうのではないかと思われた。

最後にとりあげるのは、「パレスチナ問題の最終的解決とイスラエル・アラブ人指導者の立場」という本書の编者による論文である。著者は、占領地で起こったインティファダが、イスラエル・アラブ人 (Israeli Arabs) と占領地のパレスチナ人との絆を強めていると指摘する。しかしながら、イスラエル・アラブ人は、占領地のパレスチナ人への情緒的

な連帯と政治的な協力関係をもちながらも、イスラエル・パレスチナ問題については彼ら自身の政治的計画表をもっていることを強調している。それは、彼らがパレスチナ人であると同時にイスラエル市民でもあるという複雑な意識と立場にあるからである。パレスチナ問題への彼らの取組みの例として、イスラエル・アラブ人の帰還の権利に対する政治的行動を紹介している。それによれば、1980年代後半からイスラエルのアラブ人指導者は、1948年以前にアラブ人が「放棄した」村を再建する試みに取り組んできており、「承認されていない村」へのイスラエル・アラブ人の帰還が合法であることを認めさせ、1992-96年の間に8つの「不承認」の村が「承認」されたとしている (p.300)。他にも、1950年に制定された「不在者財産法」の不当性を訴え、元の所有者への譲渡を要求したり、現在は非ムスリム地域となってしまう場所にあるモスクへのイスラエル・アラブ人の不法占拠を支援するなどの活動がおこなわれている。こうした試みは、インティファダの「武力行為」とは異なり、イスラエルの政治システムの中で彼らの政治的資源を活用していることが特徴である。このように、イスラエル国家のユダヤ・シオニスト的性格を変える方向に問題提起をしている行為は、パレスチナ問題にイスラエル・アラブ人がなしうる間接的貢献であるとみる。要するに彼らは、イスラエルの隣国にパレスチナ国家が樹立されることを願いながら、自らはそこに住む意志をもたず、イスラエル内で現在の諸権利や経済的優位性を保持したまま、パレスチナ人として自らをどう同定するかを模索し、PLOとは一線を画しつつ同胞のパレスチナ人の信頼できるパートナーであろうとする存在であると述べている。

この論文も、著者の見解を検証しうるような実証的な根拠がだされているわけではないので、ひとつの見方として受け止めるしかない。また、パレスチナの暫定自治政府の指導者と彼らの関係についてはもう少し具体的な分析が必要であると思われる。また、評者の能力を超えるが、このテーマを考える上では、イスラエル・アラブ人と占領地のパレスチナ人の民衆レベルの関係性や、イスラエル・アラブ人

指導者層の内部の分析も必要であると思われた。

Ⅲ 「ユダヤ民主国家イスラエル」の行方

イスラエルの「ポスト・シオニズム」的状况についてはすでに多くの先行研究があるが、3つのシチズンシップ概念を使ってイスラエル社会の変容の本質を図式化したシャフィールとベレドの整理は説得力がある。同様の議論は別の論文でも彼らは以前から行っており、その骨子は本稿でとりあげた著書の論旨と大きく変わるものではないが、ここでは議論をより詳細に深めていることで論理的な説得力が一段と高められたといえる。

2つの著書を通して、評者は、「ユダヤ民主国家イスラエル」はこれからどこに向かうのかという思いをいっそう強くしている。2つの著書から明らかであるのは、イスラエル国家が建国以来辿ってきた道の連続性と不連続性である。不連続性については、シャフィールらの概念をかりればリパブリカン・デイスコースの衰退ということに象徴されるであろう。極端にいえば、イスラエルは今日国民を統合する論理を見失っている。大きな軸で考えると、リベラリズムとエスノ・ナショナリズムが綱を引き合いイスラエル社会の主要な対立軸となっていることは確かである。

しかし、この対立軸を社会を二分するような軸としてのみ考えることは問題の本質を見誤ることになる。社会に亀裂をもたらす主要な軸のひとつであることは間違いないのだが、同一の人間（行為の主体）のなかでさえ、この2つの理念は時に葛藤し綱を引き合い、ある場合は矛盾なく「同居」している。そして1人の人間のエートスで見た場合、葛藤や綱引きの決着は、多くの場合エスノ・ナショナリズムがリベラリズムを圧倒する形で決着している。例えば、アラブ系市民の不平等な現実を認めこれを不当だと認識している人間が、「分離壁」の建築を支持するという場合である。これに対して、2つの理念が1人の人間のエートスとして矛盾なく「同居」している場合には、自らの加害性を自覚することもなく、アラブ系市民の不平等という事実にも思い至らない。

まさにこの場合は、「ユダヤ国家」と「民主国家」は両立するのである。おそらく、大多数のユダヤ系市民の政治的心性はこうした構造をもっているといえる。

また、リベラリズムやエスノ・ナショナリズム自体の多様性ということも見落とすべきではない。例えばエスノ・ナショナリズムのなかに社会学的な意味での「聖-俗」という対立があり、宗教的なエスノ・ナショナリズムは「世俗的」に民族主義的なユダヤ系市民の反発と批判の対象になっている。

イスラエル建国から60年近く経過して、「ユダヤ国家」ということでは括りきれない多様性が顕現し、民族（アラブ系市民）というマイノリティだけでなく、ミズラヒム、ジェンダー（女性）、文化（宗教勢力）などからみた文化的・社会的マイノリティが新しいアクターとしてイスラエルを揺り動かしている。

もうひとつの問題は、「連続性」にかかわるものである。ユダヤ国家としてのイスラエル国家の性格は、建国宣言以来一貫して維持されてきた。そして、建国後順次つくられていく基本法の中で折に触れて確認され、「ユダヤ民主国家としてのイスラエル国家の諸価値」は様々な法律の大前提となっている。これをシオニスト・イデオロギーの一側面と捉えるならば、「ポスト・シオニズム」状況にもかかわらずシオニスト・イデオロギーは決して今も衰退してはいない。このイデオロギーを今日支えているものは何なのか、言い換えれば、今日の多くのユダヤ・イスラエル人はなぜ「ユダヤ国家」の必要性を受容し続けているのだろうか。評者は、この点について試論を述べたことがあるが[奥山 2002]、内在的な批判と自己対象化を困難にしているのは「安全保障」と「反ユダヤ主義」というマジックワードであるということをここでは指摘しておきたい。

その意味では、当然ではあるが国際関係や国際社会もイスラエルの在り方を左右している。今日イスラエルに移住する移民の数は年間数万人であり流入者の（大幅な）増加は今後見込めそうもないが^(註15)、今日流入してくる移民が移住の契機として「反ユダヤ主義」を異口同音にあげている^(註16)ことは軽視す

べきではないと思われる。もちろん、そのなかには「反ユダヤ主義」に対する過敏な感受性ということも含まれているかもしれない。しかし、「反ユダヤ主義」が存在していることもまた客観的事実であり、そのことはイスラエルという「ユダヤ国家」の必要性を彼らに確信させているのである。

しかしすでに本稿でも触れたように、現実の人口の推移はイスラエルの中に「非ユダヤ」的な要素を徐々に増やしつつある。そして、1960年代半ば以降減少しつつあったユダヤ移民をさらに呼び込む目的で改正された「帰還法」が、皮肉にもこうした動向を加速させる一因となっている^(注17)。「普遍的公正性」という観点から見れば、この法律が離散したパレスチナ人に適用されないということが問題となる。アラブ系国会議員はこうした二重基準の法律の廃止を要求しているが、上記に述べたように、「ユダヤ民主国家としてのイスラエル国家の諸価値」という大前提によって、合法的にこの法律を廃止する途は遠ざかってしまうのである。そもそも国会議員の資格要件に「ユダヤ民族の国家としてのイスラエル国家の存在の否定」を唱える者は候補者の資格がないという規定がもりこまれている^(注18)。このことは、イスラエルの定義の矛盾を象徴している例であるといえる。つまり、「民主主義」と「ユダヤ国家」をどう整合させるのか、そもそも整合性をもちうるのか、整合しない場合にはどういう国家アイデンティティを掲げるのかという問題である。この根本的な問題に対し、アラブ系市民をもふくむ国民的議論がイスラエルに今求められているのではないだろうか。

(注1) イスラム教の聖地。ユダヤ教の側はここを「神殿の丘」と呼んでおり、この地下に第一神殿の跡があると主張している。

(注2) パレスチナ人権モニタリンググループによる推定。これは、第1次インテファダの発生から2000年9月28日までの約13年間の犠牲者数をはるかに上回るものである。

(注3) 中・東欧出身のユダヤ人。

(注4) 語義的には東洋(方)系の人々という意味であるが、イスラエルのエスニックの構成の文脈では

イスラム世界(アラブ諸国)出身のユダヤ人の意味で用いられる。

(注5) Peled(1992;1998), Peled and Shafir(1996;1998), Shafir and Peled(2000), Shafir(1984;1989;1998)他多数。

(注6) 著者は、既存のイスラエル研究を代表する立場とその代表的研究者を4つのグループに分けており、それぞれ、機能主義のS・N・アイゼンシュタット(S. N. Eisenstadt)、同じく機能主義の立場に立ちアイゼンシュタットの弟子であるダン・ホロビッツ(Dan Horowitz)、モシェ・リサク(Moshe Lissak)、エリート理論のヨナタン・シャピーロ(Yonathan Shapiro)、文化多元主義のサミー・スムーハ(Sammy Smoocha)である。シャピーロとスムーハについては、それぞれ一定の功績も認めている。シャピーロは、イスラエル社会学における機能主義者の正統性を最初に批判した研究者の一人であったし、スムーハは、ミズラヒムやイスラエルのパレスチナ市民をイスラエル社会研究の考察の対象に据えた先駆者であったことなどがその理由である。しかし、本書の著者たちは機能主義的立場については、強くこれを批判している。というのは、機能主義的なイスラエル研究は、イスラエルの国家建設に19世紀のヨーロッパ植民地主義の性格があったことを無視してきたからである(p.28)。他にも、機能主義者の説明が、イスラエルをもっぱらユダヤ人の社会とだけ見ていることや、労働シオニストエリートの権力への関心を見落として、彼らをもっぱら「奉仕のエリート」と見てきたこと、イスラエルの政治文化がユダヤ・ナショナリズムと自由民主主義の2つのイデオロギイの要素だけからなっていると概念化してきたことなどを批判している(p.335)。この視点は、労働シオニズムの美化された性格を脱神話化するものであり、この著者たちがいわゆる「批判的社会学者」といわれる理由もここにある。

(注7) イスラエル建国前のパレスチナにおけるユダヤ人社会。

(注8) この運動は、エジプトとシリアの前線からのイスラエルの撤退に反対する抵抗運動として1974年に始まり、政府による認可のない入植地建設に着手した。主な担い手は、国家宗教党およびそのネットワー

クと結びついた若い正統派ユダヤ教徒である。

(注9) ビル・クリントン米大統領の仲介によって2000年7月に行われた。パレスチナの最終地位に関して交渉がもたれ、エルサレム問題や、難民問題、入植地の問題、領土問題など未解決の重要問題が話し合われたが合意に至らなかった。キャンプ・デイヴィッド会談については、Malley and Agha (2001), Sontag (2001), Hanieh (2001) を参照。

(注10) シチズンシップ・ディスコースとの関係でいえば、次のように述べている。「“政治的”境界を犠牲にして“経済的”境界を広げ、“開拓”や“集团的”なものを犠牲にして“市民的”、“個人主義的”な境界を広げ、要するに、エスノ・ナショナルなシチズンシップのディスコースやリパブリカン・シチズンシップ・ディスコースを犠牲にしてリベラルなシチズンシップのディスコースを広げる試み」(p.252)。

(注11) 例えば、イスラエル国家の治安組織で働く人々には、場合によって(安全保障との関係で)、「人間の尊厳と自由」を侵すことも認められるのである。「第9条(安全保障に関する留保):イスラエルの国防軍、警察、刑務所、およびその他の国家の安全保障上の組織の任務についている人々が有する諸権利は、この基本法による制約を受けない。また、そうした諸権利は、法律もしくは法律によって施行される規則による場合を別として、その職務の性質に必要な範囲内で制約を被らない」。Israel Ministry of Foreign Affairs, Basic Laws, <http://www.mfa.gov.il/mfa>. (2005年3月1日アクセス)。

(注12) エチオピアのユダヤ人については、Summerfield (2003) などがある。またイスラエルへのエチオピア移民の「ユダヤ性」を巡る議論を紹介したものとして、市川 (1994) が参考になる。

(注13) 1982年に、入植地アリエル(西岸のラマラから約20キロメートル北)に設立され、現在の学生数は8500名ほどであるが2006年までには1万人にまで増員されることが予定されている。学生は様々であるが、エチオピアや旧ソ連からの新移民の学生が多いのが特徴と思われる(それぞれ220人以上と880人位)。学生のうち85%は、イスラエル領土内から通学している。シオニストの機関であることを示すものとして、各教室、

実験室、講堂などにイスラエルの国旗を掲げておかなければならないこと、すべての学生は Semester に、ユダイズム、ユダヤ史、イスラエル研究のうちからひとつを履修しなければならないことが(大学に)課せられている。大学ホームページより。<http://www.yosh.ac.il/About.asp>. (2004年12月20日アクセス)。

(注14) 1967年戦争前のイスラエルの境界。

(注15) イスラエル建国後のユダヤ移民の流入には2つの大きな山がある。ひとつは1948~51年であり、もうひとつは1990~91年の旧ソ連からの大量の流入である。その前後にいくつかの小さな山があるが、1980年代は移民の流入には頭打ちの傾向がはっきりとみえ、年平均で1万5000人位であった。旧ソ連からの移民は1992年以降は急激に減少し、2001年以降はさらに減少し、その他の地域からの移民をあわせても、2001~2002年は年平均3万~4万人位になっている。Central Bureau of Statistics (2003) より。

(注16) 評者のイスラエルでの聞き取り調査にもとづいている。

(注17) 帰還法は世界のユダヤ人の「帰還の権利」を保証している法律である。1970年に改正され、対象者が「ユダヤ移民の配偶者やその2世代にわたる子孫とその配偶者」にまで拡大されたことなどで、結果として「非ユダヤ人」の流入を受け入れることになっている。

(注18) クネセット(国会)法第7条。1985年に改正され、国会議員候補者の非該当者として、「その候補者の目的や行動が、明に暗に次のひとつを含む場合:(1)ユダヤ民族の国家としてのイスラエル国家の存在の否定、(2)国家の民主的性格の否定、(3)人種主義の煽動」という項目が、従来の項目につけ加えられた。

文献リスト

<日本語文献>

市川裕 1994. 「移民の私的身分とイスラエルの宗教法体系——エチオピア・ユダヤ人の事例を通して——」池田明史編『イスラエル国家の諸問題』アジア経済研究所 159-188.

奥山眞知 2002. 『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東信堂.

<英語文献>

Central Bureau of Statistics 2003. *Statistical Abstract of Israel* No.54.

Hanieh, Akram 2001. "The Camp David Papers." *Journal of Palestine Studies* 30 (2) (Winter): 75-97.

Malley, Robert and Hussein Agha 2001. "Camp David: Tragedy of Errors." (*New York Review of Books*, 9 August, 2001) *Journal of Palestine Studies* 31 (1) (Autumn): 62-75.

Ozacky-Lazar, Sarah ed. 1999. *Seven Roads: Theoretical Options for the Status of the Arabs in Israel*. Givat Haviva: The Institute for Peace Research.

Peled, Yoav 1992. "Ethnic Democracy and the Legal Construction of Citizenship: Arab Citizens of the Jewish State." *American Political Science Review* 86 (2): 432-443.

——— 1998. "Towards a Redefinition of Jewish Nationalism in Israel: The Enigma of Shas" *Ethnic and Racial Studies* 21 (4): 703-727.

Peled, Yoav and Gershon Shafir 1996. "The Roots of Peacemaking: The Dynamics of Citizenship in

Israel, 1948-93." *International Journal of Middle East Studies* 28 (3): 391-413.

——— 1998. "Citizenship and Stratification in an Ethnic Democracy." *Ethnic and Racial Studies* (Special Issue: Aspects of Ethnic Division in Contemporary Israel) 21 (3): 408-427.

Shafir, Gershon 1984. "Changing Nationalism and Israel's 'Open Frontier' on the West Bank." *Theory and Society* 13 (6): 803-827.

——— 1989. *Land, Labor and the Origins of the Israeli-Palestinian Conflict*. Cambridge: Cambridge University Press.

——— ed. 1998. *The Citizenship Debates: A Reader*. Minneapolis: University of Minnesota Press.

Shafir, Gershon and Yoav Peled eds. 2000. *The New Israel: Peacemaking and Liberalization*. Boulder: Westview Press.

Sontag, Deborah 2001. "Quest for Middle East Peace: How and Why It failed." (*New York Times*, 26 July 2001.) *Journal of Palestine Studies* 31 (1) (Autumn): 75-85.

Summerfield, Daniel P. 2003. *From Falashas to Ethiopian Jews: The External Influences for Change c. 1860-1960*. London: Routledge Curzon.

(常磐大学人間科学部教授)